

申込について

Q：申込用紙はどこにありますか？

A：市役所商工労政課または各地域市民センター窓口に設置しています。また、市ホームページでもダウンロードしていただけます。

Q：他の補助制度との併用はできますか？

A：本補助金の対象となる工事に、他の補助を併用することはできません。介護保険を利用して行う住宅改修や浄化槽設置補助を利用して行うリフォーム工事については補助対象となりません。

Q：申込み・申請書の提出は代理でも可能ですか？

A：代理人による申込書・申請書の提出は可能です。提出の際に詳細を確認させていただくことがありますので、工事内容を十分に把握されている方による提出をお願いします。

Q：申込み時に工事業者が決まっていない場合はどうしたらよいでしょうか？

A：施工業者未定でもお申込みいただけます。（総工事費・対象金額は推定金額を記載ください。）ただし、補助金交付申請時には施工業者を選定いただく必要がありますので、御了承ください。

※補助申請に先き立ち、業者より見積書を受け取られる際には、必ず業社印のあるものを受け取ってください。

Q：申込みは郵送可能ですか？

A：郵送は可能です。（商工労政課あて）

空き家・農地付き空き家活用リフォーム、現代版忍者屋敷等リフォーム、サテライトオフィス等整備リフォーム事業については、直接商工労政課へ提出が必要です。

補助対象住宅・補助対象者について

Q：店舗を併用している住宅は補助の対象となりますか？

A：住居部分のみを補助対象とします。屋根や壁など、店舗を含めた建物全体の工事をされる場合は、工事経費に、住居部分の床面積を建物全体の床面積で除した金額を補助対象額とします。

ただし、空き家活用リフォーム、現代版忍者屋敷等リフォームは、店舗部分も対象となります。

Q：新築住宅は対象となりますか？

A：対象となりません。

Q：市外に居住しており、市内に所有する空き家をリフォームする場合、対象となりますか？

A：リフォーム完成後、3年以内に居住する場合は対象となります。

Q：市内の住宅のリフォームを検討しています。対象住宅の所有者Aは別居しており、2021年（令和3年）4月1日現在、所有者の親族Bが居住しています。当該リフォーム工事は補助対象となりますか？

A：対象となりません。

・自己居住住宅・・・所有者Aが居住していないため対象となりません。

・空き家・・・・・・・・2021年（令和3年）4月1日現在に居住者Bがおられるため、対象となりません。

Q：借家をリフォームしたいのですが補助対象になりますか？

A：空き家活用リフォーム事業は甲賀市空き家等実態調査で空き家と判定された物件を賃借する場合も対象となります。その他のリフォームは自ら所有していることが条件ですので補助対象となりません。ただし、自己所有の分譲マンションをリフォームされる場合は、当該居住部分のみを対象とします。

Q：自ら所有し居住する市内の住宅と、自ら所有する市内の空き家を両方リフォームしようと考えています。別々に補助を受けることは可能でしょうか？

A：申請は同一住宅及び同一人につき一回限りのため、どちらか一方を選択したうえで、お申し込みください。

世帯枠について

Q：世帯要件の基準日はいつでしょうか？

A：2021年（令和3年）4月1日です。

Q：複数の種類の補助に申し込みをすることは可能でしょうか？

A：申込は該当する世帯区分一つを選択いただくことになります。

Q：それぞれの事業の市予算の総額は？

A：三世帯同居・近居定住促進リフォーム事業で600万円、子育て応援・定住促進リフォーム事業については、子育て世帯で800万円、福祉世帯で900万円、一般世帯で1,000万円、現代版忍者屋敷等リフォーム事業で100万

円計上しています。

今年度からの新規事業で空き家・農地付き空き家活用リフォーム促進事業で300万円、サテライトオフィス等整備促進事業で300万円、その他にIターン、Uターン加算で500万円計上しています。

なお、申し込み多数の場合、各枠別々に公開抽選を実施し補助候補者を決定します。

Q：2021年（令和3年）4月1日以前から、申請者は親と中学生以下の子どもと同居していますが、三世代同居・近居定住促進リフォーム事業の対象となりますか。

A：対象となります。

Q：申請者の祖父母が居住する住居と申請者と子どもが居住する住居は別棟ですが、同一敷地内で隣接しています。三世代同居・近居定住促進リフォーム事業における同居に該当しますか？

A：別棟であっても、隣接し、同一敷地内で生活を共にしている場合は、三世代同居に該当します。

Q：祖父母世帯と子ども・孫世帯が市内に近居しています。三世代同居・近居定住促進リフォーム事業における近居に該当しますか？

A：近居の要件は、市外からの転入を前提としており、従来から市内で近居している場合は、該当しません。

Q：空き家活用リフォーム事業を検討しています。現在、空き家なら申込みができますか？

A：甲賀市空き家等実態調査で空き家と判定された物件が対象となります。甲賀市空き家等実態調査の対象物件の確認は、商工労政課までお問い合わせください。

Q：農地付き空き家活用リフォーム事業を検討しています。農地面積に制限はありますか？

A：農地取得には条件がありますので、詳しくは商工労政課までお問い合わせください。

Q：サテライトオフィス等整備リフォーム事業を検討しています。取得する物件に制限はありますか？

A：申込時に企画書を提出する必要がありますので、詳しくは商工労政課までお問い合わせください。

補助対象工事について

Q：建物の外階段は対象となりますか？

A：外構工事となり対象となりません。

Q：トイレ・台所・浴室をリフォームします。設備機器も補助対象になりますか？

A：設備機器（便器・トイレットペーパーホルダー・システムキッチン・換気扇・ユニットバス等）も対象となります。

補助対象・補助対象外となる経費の詳細についてはチラシをご確認ください。

Q：施工事業者自身が、自己の所有する住宅をリフォームした場合、対象となりますか？

A：法人、個人を問わず、所有者が自ら施工した場合は、補助の対象となりません。

Q：びわ湖材について、仕上げ材として8㎡、構造材として0.5㎡使用する場合、仕上げ材、構造材共に要件を満たしていませんが、対象となりますか？

A：どちらかの要件を満たす必要がありますので対象となりません。

Q：びわ湖材を使用するにはどうしたらよいでしょうか？

A：びわ湖材の使用には、びわ湖材取扱認定事業体に登録された市内業者に限るため別紙業者一覧表によりご確認ください。

Q：リフォームする箇所の解体工事は補助対象となりますか？

A：解体工事のみの場合対象となりませんが、リフォームと同時に行う場合対象となります。ただし、家電リサイクル法に基づく処分費用等、一部補助対象外となる場合があります。

Q：一件のリフォーム工事を複数の施工業者に分けて発注する場合、補助対象となりますか？

A：市内の個人事業者及び市内に本社がある業者へ発注される工事で、工事全体の費用が10万円以上であれば補助対象となります。市外業者への発注が含まれる場合は、当該工事部分は補助対象外となります。

また、複数の業者に依頼される場合も、申込書は一枚にまとめて記入してください。

Q：所有者が死亡し、相続の手続きがまだできていませんが、申請は可能でしょうか？

A：様々なパターンが想定されるため、直接商工労政課へお問い合わせください。

その他

Q：申込書を提出後、抽選に外れた場合、通知はされるのですか？

A：申込者多数で抽選となった場合は、抽選に外れた方にもその旨をお知らせいたします。

Q：申込書を提出後、抽選に当たった場合、どのような手続きが必要となるのですか？

A：申込者多数で抽選となった場合、抽選に当たった方には、補助金の交付申請手続きについて、改めてご案内をいたします。

【ご参考 ※申込書のご提出後、補助候補者の決定のお知らせと併せてご案内いたします。】

1. 各リフォーム事業補助金交付申請書
2. 申請者及び施工業者の所在が確認できるもの
3. 施工箇所の分かる図面等の書類
4. 工事見積書
5. 課税資産明細書の写し、建物の登記事項証明書等
6. 市税(全税目)の納税証明書等(共有名義の場合は共有名義分の納税証明書も必要)
7. 補助対象工事を行う住宅等の現況及び工事施工予定箇所の写真
※工事開始前に必ず施工予定箇所の写真を撮っておいてください
8. その他、要件等を確認できる書類

Q：途中で工事を中止または、変更した場合はどうしたらいいのでしょうか？

A：申込・申請の段階に応じて提出書類が必要となりますので、直接商工労政課へお問い合わせください。

ただし、交付決定後は補助額の減額申請は可能ですが、増額申請は認められません。